

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	和歌山県串本町 国民健康保険の保険給付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、国民健康保険の保険給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の保険給付関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している

評価実施機関名

和歌山県串本町

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付関連事務(保険給付、資格異動、限度額適用・標準負担額減額認定、出産育児一時金)
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム(※1) 4. 国保総合システム(※2) 5. 中間サーバ 【(※1)、(※2)のシステムは、クラウド環境上に構築されたシステムと、市区町村に設置される国保総合PCで構成される】
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー及び本人情報が記載された書類や電子媒体は施錠できる書棚に保管している。不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにログインするため二要素認証(生体認証、IDとパスワード)を必要としており、ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月3日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム 4. 次期国保総合システム	事前	平成30年度より、県単位で被保険者資格・給付管理を行うための追記
平成29年3月3日	II 1対象人数	平成27年4月30日時点	平成29年3月1日時点	事後	上記追記に伴う変更
平成29年3月3日	II 2取扱者数	平成27年4月30日時点	平成29年3月1日時点	事後	上記追記に伴う変更
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民課長 西山 清志	住民課長	事後	新様式による課長名削除
令和1年6月26日	IVリスク分析	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に係る準備

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和2年10月1日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム 4. 次期国保総合システム	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム 4. 次期国保総合システム 5. 中間サーバ	事前	オンライン資格確認等システム稼働に係る準備
令和2年10月1日	I 2特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	事前	オンライン資格確認等システム稼働に係る準備
令和2年10月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項	＜国民健康保険の保険給付関連事務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に係る準備

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 42、43、44、45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に係る準備
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和6年1月26日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム 4. 次期国保総合システム 5. 中間サーバ	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 国保情報集約システム(※1) 4. 国保総合システム(※2) 5. 中間サーバ 【(※1)、(※2)のシステムは、クラウド環境上に構築されたシステムと、市区町村に設置される国保総合PCで構成される】	事後	システム更改に伴う運用形態変更の修正
令和6年1月16日	IIしきい値判断項目 対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和3年7月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年1月26日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日	I－1－①事務の名称	国民健康保険の保険給付関連事務(保険給付、資格異動、限度額適用・標準負担額減額認定、出産育児一時金、退職被保険者適用)	国民健康保険の保険給付関連事務(保険給付、資格異動、限度額適用・標準負担額減額認定、出産育児一時金)	事後	制度改正による削除もれ
令和7年4月30日	I－1－②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	番号法等一部改正法の施行制度開始による削除もれ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。			
令和7年4月30日	I－3法令上の根拠	<国民健康保険の保険給付関連事務> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項	事後	番号法等一部改正法の施行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月30日	I－4－②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 42、43、44、45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項	事後	番号法等一部改正法の施行制度開始による削除もれ
令和7年4月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和6年1月26日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年4月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年4月30日	IV－8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年4月30日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加